

赤村農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 30 年 3 月 26 日

赤村農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が法定業務として、明確に位置づけられた。

赤村は、中山間地域が広がり、水稻を基幹作物とし、野菜・果樹・花卉並びに畜産業、集落営農組織を中心とした飼料米・麦との複合経営からなり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進することや、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、赤村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を下記のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに取り組みの検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標…遊休農地率 2%以下を維持

遊休農地の解消目標については、過去の遊休農地率を基準とし、毎年度、この状況以下を維持することを目標とする。

【参考数値】過去 3 ヶ年の遊休農地率 平均 0.41%（農業委員会の「目標及びその達成に向けた活動計画」より）

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農業委員及び推進委員が連携し、利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、所有者への是正指導を徹底するとともに、利用意向調査を実施し、地域の担い手や農地中間管理機構への貸付けを促す等、一層の遊休農地解消を図る。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標…農地集積率 50%

赤村の策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の政策目標に基づき、担い手への

農地利用集積率は50%を目標として、毎年度、集積・集約化の検証を行い段階的な底上げを行う。

【参考数値】担い手への農地利用集積状況（平成29年4月現在） 22.87%（農業委員会の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より）

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会は、地域での農業者等の話し合いの調整や推進について、村、農地中間管理機構、農業協同組合等と役割分担を明確にしながら、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用した利用権設定等により、担い手への農地利用集積を進める。

3. 新規参入の促進について

（1）新規参入の促進目標…毎年度1経営体

新規参入については、過去の管内の新規就農者数の推移等を考慮し目標とする。

【参考数値】新規参入目標数1経営体を目標とする。（農業委員会の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より）

（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

農業委員会は村と連携し、村での新規就農を希望する者に対して各種補助制度や有利な融資制度に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。